

2018年9月議会 一般質問

2018年9月定例会市議会は、日本共産党福山市議会議員団を代表して、土屋ともりのり市議が一般質問を行いました。

第1質問の内容をお知らせします。

市民のみなさんの暮らしを守り、より良い市政の実現に、全力でがんばります。

土屋ともりのり市議 9月12日午後1時～



市民のみなさんの声を
議会に届けます！



1. 2018年7月豪雨災害について ----- 2
 - 避難指示, 避難経路, 避難場所の設置について - 3
 - 危険情報の周知について ----- 6
 - 河川整備計画について, 浸水対策について ----- 6
 - 治山事業について ----- 9
 - 罹災後の支援制度について ----- 12
 - 中小企業, 小規模事業所への支援制度について 16
 - 民有地, 墓苑墓地などの土砂崩れの
復旧支援について --- 18
 - 実態把握と検証, 住民説明会の開催について -- 20
 - 災害対応におけるごみ処理の広域化と
水道事業の広域化について --- 21
2. 鞆町のまちづくりについて ----- 24
 - 伝建地区内への防災広場の設置について ----- 24
3. 民生福祉行政について ----- 29
 - 生活保護世帯へのエアコン設置について ----- 29
 - 福祉施策としてのエアコン購入の
補助制度について -- 31
4. 教育行政について ----- 33
 - 通学路のブロック塀の安全対策について ----- 33

2018年7月豪雨災害について

土屋ともりのり市議 2018年7月の豪雨災害により、西日本を中心に甚大な被害が発生しました。

福山市内でも、2名の方の尊い命が失われ、総面積の3.8%、2000ヘクタールが浸水し、438か所の土砂災害が発生しました。

お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被害にあわれた全ての方へ、心からお見舞いを申し上げます。

日本はいま、毎年のように各地で地震や台風、豪雨などの自然災害が頻発しています。

地球温暖化の進行の下で、もはや「災害多発列島」となっており、福山市も例外ではありません。とりわけ、市域には急傾斜地が多く、「土砂災害危険地域」や、洪水ハザードマップの「浸水想定範囲」にも、多くの市民が暮らしています。今回の豪雨災害は、24時間で238ミリという観測史上1位の雨量でしたが、過去の浸水被害の教訓が活かされず、多くの課題が浮き彫りになりました。2年前の豪雨による被害も踏まえ、今回の災害を検証して教訓を導き出し、万全の対策を講じこれからのまちづくりに生かす必要があります。これらを踏まえ、以下の諸点についてお伺いします。

避難指示、避難経路、避難場所の設置について
土屋ともりのり市議 避難所の指定や避難路の選定などが福山市の地域防災計画通りでない場所が多く見受けられました。

「避難所が少なく避難者が殺到して駐車できなかった」「避難所が浸水した」「開錠されず入れなかった」「道路冠水で移動が危険だった」など、様々な声が聞かれました。

市として、市内全域で、避難についての市民アンケート調査を行い、改善に生かすことを提案します。ご所見をお示しくください。

また、バリアフリーではない避難所もありました。

全避難所の調査を行い、バリアフリー化を推進することを求めますが、今後の方針をお示しくください。

また、要配慮者は、いったん通常の避難所に行った後に、本部で受け入れを確認してから、福祉避難所を紹介されます。

2度も移動するのは大きな負担です。

改善すべきですが、ご所見をお示しくください。

福山市は、避難準備や避難勧告を発令する際に、食糧・水・毛布などを持参するようメール配信しました。

しかし、高齢者や障がい者、車がない人などにとっては、重い荷物を持って避難することは困難です。全避難場所に、食糧・水・毛布等の一定の備蓄をしておくことが必要ですが、ご所見をお示しく下さい。

また、防災用品の備蓄率を向上するため、市民が非常時持ち出しセットを購入する場合の、独自の補助制度創設を求めます。ご所見をお示しく下さい。

市長：まず、避難についてであります。

避難場所のあり方などについては、自治会や自主防災組織、消防団などで構成する防災対策検討会議において、実際に避難活動に携わった方からのご意見を踏まえて、検証を進めております。

次に、避難所のバリアフリー化についてであります。

本市では、避難所に指定することもある主要公共施設について毎年、スロープ設置や車いすの配置について調査を行っております。

避難所の指定にかかわらず、引き続き公共施設のバリアフリー化に努めてまいります。

次に、福祉避難所への避難についてであります。

要支援者から、避難場所へ行くことが難しいなど、事前の相談があった場合は、状態を丁寧に聞き取り、直接協定施設と受入れの調整を進めることとしております。

次に、全避難場所への備蓄についてであります。災害によって被害地域が異なることから、被害の甚大な地域へ必要数を素早く配置するためにはある程度の集約した配置が必要であるとの考えから市内 21 か所に分散備蓄を行っております。

避難場所の開設にあたっては、食料や毛布を持参できなかつた方に対応できるよう備蓄拠点から食料や毛布、断水に備えた飲料水を配備することとしております。

次に、非常持ち出し品の購入費補助制度についてであります。

災害から身を守るためには、日頃から、それぞれに一番合った備えを講じておくことが「自助」につながります。

非常持ち出し品の補助制度は考えていません。

危険情報の周知について

土屋ともりのり市議 7月6日の午後9時50分、市内全域に、緊急避難指示が発令されました。しかし、実際に避難した人はごく一部です。「避難指示が出ても、どうすればよいか分からなかった」との声も聞かれました。

市長は総体説明で、今後は「確実な避難行動につながる、わかりやすい情報提供の見直しをする」と述べられました。避難情報と住民の避難行動について、専門家を交え、市独自で、検証することが必要ですが、今後の対応をお示しくください。

市長：次に、危険情報の周知についてであります。

避難情報と住民の避難行動については、国や県が、有識者を交え、検証を始めたところであります。

この結果を取り入れながら、本市としても、防災対策検討会議で避難行動などについて、有効な対策を検討していきます。

河川整備計画について、浸水対策について

土屋ともりのり市議 市長は、総体説明で、「甚大な被害が生じた浸水への対策として、瀬戸川・福川、手城川、天王前川、西谷川などの河川改修事業」

を、「国・県と連携して緊急に取り組む」「8月31日の知事とのトップ会談で河川改修の大幅な加速化、再度災害防止のための必要な措置…を、強く要望した」と、表明されました。

現在、「瀬戸川流域における治水対策事業計画」と、「手城川流域における浸水対策について」の計画がありますが、その他の河川については、計画がありません。さらに、吉野川、井溝川水域の新たな排水機場の整備や排水路の整備も必要です。

計画を早急に策定するべきですが、スケジュールをお示しください。また、河川の堆積物や樹木の定期的な撤去、排水機場の増設・能力向上などの、計画を早急に策定することを求めます。

次に、個々の河川改修計画が策定されるまでの暫定的な対策について伺います。

全員協議会では、市として移動式排水ポンプ車の保有は「浸水対策協議会で検討する」との答弁でした。

市がポンプ車を保有できるように、新年度から国の補助メニューが創設される予定、とのことですが、広島県は新たに1台購入するとのことですが、市としても、ポンプ車を購入し、今後、機動的な体制の整備を求めますが、ご所見をお示し下さい。

また、住民が自らできる対策として、浸水を防ぐ「止水板」の設置や、道路上への雨水の排水を抑制する「雨水貯留槽」も有効です。

止水板は、土嚢より取り扱いが簡単で、日常的に個人宅に設置することで、防災意識の醸成にもつながります。

これまでの答弁では「効果は有効」で、補助制度の創設について「検討する」とのことですが、現在の検討状況をお答えください。

また、止水板と雨水貯留槽の設置費用の補助制度を早急に創設することを求めます。

市長：次に、河川整備計画と浸水対策についてであります。

まず、河川整備計画についてであります。

浸水箇所毎の原因は、農地の宅地化による保水能力の低下や河川の流下能力不足など様々であります。

瀬戸川、手城川以外の流域につきましても、国縣市などで構成する「福山市域における浸水対策協議会」で有効な対策を検討してまいります。

次に、排水ポンプ車についてであります。

排水ポンプ車は、豪雨により緊急排水が必要となった場合に備え、国土交通省福山河川国道事務所において2台が配備されています。

また、本年度、県においても排水ポンプ車1台を購入されると伺っています。

排水ポンプ車は、機動性に富んでおりま

すが、実際に排水作業を行うためには、ポンプ能力を発揮するための十分な取水場所や安全な排水先、また、車両の駐車や排水ホースの取り回しを行うスペースも必要となります。

こうした排水条件や、国県の排水ポンプ車の運用を踏まえつつ、「福山市域における浸水対策協議会」において、浸水箇所毎の対策を議論を講じてまいります。

次に、止水板や雨水貯留槽につきましては、市民一人一人が取り組んでいただける浸水被害を軽減するための対策の一つであります。

現在取り組んでいる、内水氾濫シミュレーションの結果を踏まえ、今後、手城川流域浸水対策会議において考えてまいります。

治山事業について

土屋ともりのり市議 福山市内では、土砂災害が438か所に上りましたが、今回、初めて土砂崩れが起きた箇所数をお示しくください。

土砂災害を防ぐためには、山林の日常的な手入れのほか、新たな砂防ダム・治山ダムの設置とともに、砂防ダムなどの堆積土砂の定期的な撤去が必要です。

福山市には、砂防ダムは102基、治山ダムは671基設置されているとのことで、砂防ダムは広島県が、5年に1度の定期点検をするそうです。

砂防ダムの、堆積土砂などの撤去回数を、お示しく下さい。

また、市として、定期的な土砂の撤去のための計画の策定を求めます。

さらに、広島県に対し、必要な箇所への砂防ダムの建設を急ぐよう、強く求めてください。ご所見をお示しく下さい。

国土交通省は昨年9月28日、「土砂災害警戒区域等の指定解除の要件」を全国に発出しました。

砂防ダムが整備され、安全確保されれば、「土砂災害特別警戒区域の指定を速やかに解除する」という内容です。

土砂災害特別警戒区域は建築規制がありますが、指定が解除され警戒区域になれば、規制はありません。

また、本市には、土砂災害特別警戒区域に建設された住宅の移転・災害対策工事への補助制度がありますが、指定が解除されると補助対象とはなりません。

市内では、今回の豪雨で、砂防ダムや治山ダムを越流して土砂が家に流入した地区もありました。

危険地域からの移転促進のためにも、特別警戒区域指定が解除され、警戒区域になった場所でも、

市の災害対策補助制度が適用できるようにするべきです。ご所見をお示しく下さい。

また、土砂災害特別警戒区域の解除を安易に行わないよう、県に求めてください。ご所見をお示しく下さい。

市長：次に、治山事業についてであります。

まず、土砂崩れの箇所数についてであります。

土砂災害は、大小様々なものが繰り返し発生すること、また、前回の発生から長い年月を経て発生した箇所であることから、今回初めて発生したかどうかを把握することは困難であります。

次に、砂防ダムについてであります。

市内の砂防ダムの管理につきましては、施設管理者である県が、維持管理ガイドラインに基づき管理されております。

なお、今回の豪雨災害を受け、支障が生じると思われる箇所について、速やかな堆積土砂の撤去を、先月の広島県知事とのトップ会談において、要望したところであります。

また砂防ダムは、土石流から人命を守る重要な施設であることから、これまでも、県に対して、必要な整備を要望してきております。

次に、住宅等の災害対策補助制度についてであります。

土砂災害特別警戒区域では、建築物に損壊が生じ、住民等の生命身体に著しい危害が生ずるおそれがあることから、住宅等の外壁等を強固な構造とするよう現制されています。

そのため、本市では、国の補助制度に基づき、市民の負担を軽減するため、外壁の改修や移転など災害対策に要する費用の一部を補助しているところであります。

その他の区域での補助制度の適用については、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、土砂災害特別警戒区域の指定解除につきましては、広島県において、対応されるものと考えています。

り災後の支援制度について

土屋ともものり市議 9月3日の全員協議会の資料によると、床上浸水は1196件、床下浸水は902件です。床上浸水は災害見舞金1万円、特別災害見舞金1万円、義援金5万円の合計7万円が支給されます。しかし、床下浸水の場合は、見舞金はなく、税などの免除もほとんどありません。なぜ、床下浸水被害を、見舞金や税免除の対象か

ら外しているのか、お答え下さい。

床下浸水であっても、被災者は精神的、経済的に大きな負担を受けます。庄原市では、床下浸水の場合2万円、床上浸水5万円が支給される、市独自の制度があります。

福山市も見舞金を増額し、床下浸水にも支給対象を拡大することを求めます。ご所見をお示し下さい。

次に、助成制度について質問します。

島根県江津市では、国や県の制度で対象にならない床下浸水被災者を支援するため、給湯器やエアコンの室外機、トイレの便槽などが壊れた世帯を対象に、最大20万円を助成する独自の制度を設けています。

福山市内の被災者には、金銭的な負担のため、いまだ給湯器が買えず、自宅での入浴が出来ない家庭もあります。迅速な生活再建を後押しするために、市独自の助成制度の創設を求めます。お答えください。

また、福山市は床下浸水の詳細な被害調査を行っていません。車やエアコンの室外機の故障など、床下浸水の被害状況を把握する事を求めます。ご所見をお示し下さい。

次に、汲み取り料金について伺います。

福山市は、雨水が大量に流入した世帯のし尿処理の手数料を半額だけ減免しています。

対象は、712世帯との事ですが、生活保護世帯や非課税世帯にとって、大きな負担です。

ある生活保護世帯では、通常は4か月で約4千円ですが、今回の災害で、約8千円が新たに増えました。

半額免除の救済措置でも、大幅な負担増となります。

災害時のし尿手数料は、広島県内では、庄原市・坂町・府中町・海田町・熊野町・広島市の一部で、岡山県では倉敷市・笠岡市などは、全額免除しています。

福山市も全額免除するべきですが、ご所見をお示し下さい。

また、全額免除した場合の所要額をお示し下さい。

市長：次に、り災後の支援制度についてであります。

本市の災害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律の適用を受けない被災者に対し、市独自の制度として、住居被害か、全壊、半壊、床上浸水の世帯へ支給しているものであります。

今回の7月豪雨の被災者に対しては、現行の災害見舞金に加え、篤志家からの御寄付を主な財源とした特別災害見舞金を新

たに措置したところであります。

床下への浸水被害については、備後圏域連携協議会として、広島県知事に対し義援金の配分に当たっては、土砂堆積を伴う床下浸水の被害にも配慮するよう要望したところ です。

税の免除については、国の通知に基づき、全国統一的な取扱いとしております。

なお、浸水が床上に至らない場合であっても、土砂堆積が伴う場合には、その被害状況に応じ、「災害に係る住家の被害認定基準」に基づき、支援対象としております。

次に、風呂の給湯器の修理については、災害救助法の規定に基づき、居住のために修理を要する半壊以上の被災世帯については、住宅応急修理として対応しております。

床下浸水の被害状況については、被災者からの申立てに基づき、被害状況を把握しております。

次に、汲み取り料金についてであります。今回の災害においては、被災者の経済的負担の軽減を図るため、手数料の全額を補助してまいります。

中小企業、小規模事業所への支援制度について
土屋ともりのり市議 中小企業・小規模事業所は、ものづくりの町福山を下支えする、重要な存在です。行政が、復旧を積極的に後押しする姿勢が問われています。

ある中小企業の経営者は「準工業地帯なのに、一昨年から2度目の浸水被害を受け、腹立たしい」「工場の移転も検討しなければならない」と話していました。

本市は、「福の耳プロジェクト」を通じ、中小企業・小規模事業所の実態把握をしていますが、これらのノウハウを活用し、被害状況を把握するべきです。さらに次のことを要望します。

1. 中小企業等グループ補助金制度の補助対象経費について、FAX機器やコピー機器など、業務に用いる機器はすべて対象とすること。また、机、いす、ロッカーなど業務にかかわる備品を対象とするよう、県と協議すること。

2. 水没や破損した商品や在庫の損失経費を補助すること。

3. 工場、事務所、店舗などに流入した土砂や堆積物について、業者等に依頼して撤去した場合の経費も補助すること。

4. 災害復旧に関する融資制度の利子について、市独自で利子補給を行い無利子とすること。

5. 市独自で、中小企業・小規模事業所の復旧促進のため、国・県制度では対象にならない設備

や備品の購入と修理費の補助制度を創設すること。その際、被害状況や見積書等の確認で認定すること。

以上についてお答えください。

市長：次に、中小企業小規模事業所への支援制度についてであります。

この度の豪雨災害による中小企業等の被災状況につきましても、職員による訪問調査、福山商工会議所、各商工会、事業協同組合などからの聞き取りにより、被害状況を把握しています。

被災事業者からは、「災害の恐れがある場合は、早目に情報が欲しい」「支援制度に関する情報を確実に提供して欲しい」など迅速な情報提供を求める声が多くありました。

こうした声に応えるため、広報やホームページ等での周知だけでなく、戸別訪問や説明会の開催などに破り組むとともに、事業者や関係機関に対し、速やかに情報を提供する仕組みを構築することとしています。

「申請時の負担を軽減して欲しい」との声には、申請手続きの支援に取り組むとともに、申請窓口の市内への設置について、

トップ会談で直接知事に要望し、県福山庁舎へ窓口が設置が決まりました。

また、被災事業者への支援策につきましては、国や県が、「中小企業等グループ補助金」や「小規模事業者持続化補助金」、融資利率の引き下げ、信用保証料の免除などのきめ細かな支援策を講じているところです。

引き続き、被災事業者の声を聴きながら、国、県等の関係機関と連携し、中小企業小規模事業所の復興支援に取り組んでまいります。

民有地、墓苑墓地などの土砂崩れの復旧支援について

土屋ともものり市議 7月の豪雨災害では、民有地の山の土砂崩れも多発していますが、箇所数についてお示しくください。このたびの災害では、政府が、災害復旧事業で、自然災害により被災した公共土木施設を迅速・確実に復旧するために、地方公共団体を支援することとしています。

都市計画区域内にある市道の維持管理のための、土砂崩れが起きた法面を原型復旧することも可能ではないでしょうか。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を活用し、市として、民有地であろうと、墓苑墓地であ

ろうと公共施設の維持管理を行う上で必要であれば工事を行うべきです。

市として、必要な個所について積極的に、活用することを求めるものです。ご所見をお示しください。

また、小規模崩壊地復旧事業がありますが、採択条件があり、申請して採択見込みがあっても採択まで長時間待たなければなりません。民有地の山や墓苑墓地の土砂崩れの復旧に対して、災害復旧事業や小規模崩壊地復旧事業にも該当しない場合は、放置される場合もあります。2次災害防止のため、支援制度を創設することを求めるものです。ご所見をお示しください。

市長：次に、民有地などの土砂崩れの復旧支援についてであります。

まず、民有地の山における土砂崩れの箇所数につきましては、人家等に直接被害を与え、または、与えるおそれがあるものとして、現在、2175件を確認しております。

次に、民有地などの土砂崩れの復旧についてであります。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業につきましては、道路や河川など、公共土木施設が被災した場合に施設の原形復旧を行うものであり、民有地などの土砂崩れの復旧にこの法を

適用させることは、認められておりません。

次に、民有地などの土砂崩れへの支援制度についてであります。

小規模崩壊地復旧事業などに該当しない民有地などの土砂崩れは個人での対応となります。

しかしながら、今回の豪雨災害では甚大な被害が発生したことから、国において、都市災害復旧事業などの運用が緩和されたことに伴い、本市においては「それらを最大限活用する中で、宅地内の土砂等の撤去を実施することとしております。

実態把握と検証、住民説明会の開催について

土屋ともものり市議 浸水地域の住民から、様々な意見が寄せられています。

山手町の女性は「床上浸水で車も風呂も給湯器もダメになった。年金暮らしなので、多額の借金を抱えて本当に不安」と話していました。また、別の男性は「行政はこれまで何をしていたのか」と話すなど、住民感情は限界です。

神辺町や御幸町などの浸水地域でも、「ポンプの稼働状況や浸水原因を説明してほしい」などの声が議会報告会で出されていました。

9月3日の全員協議会では、浸水地域への住民説明会について、「『福山市域における浸水対策協

議会』で検討する」との答弁でした。

県の担当者も「瀬戸川流域河川整備計画を住民へ周知する機会ととらえ、ロードマップを住民へ説明することが必要」との認識です。

三原市では、浸水被害地区で、市長も出席して説明会を開くと報じられています。福山市としても、広島県と連携し浸水地域での説明会を早急に開催することを求めます。具体をお答えください。

市長：次に、実態把握と検証、住民説明会の開催についてであります。

今回の甚大な豪雨被害を受け、再度災害を防止する観点から、本年8月に、新たに、国県等とともに、「福山市域における浸水対策協議会」を立ち上げ、被害の状況及び発生要因などを把握検証し今後の対策について、協議検討していくこととしています。

この協議会での結果について、地域住民への説明会を開催することとしています。

災害対応におけるごみ処理の広域化と、水道事業の広域処理について

土屋ともりのり市議 福山市は、市内全域と府中市・神石高原町の可燃ごみを1か所で広域処理する「次期ごみ処理施設整備事業」を進めようとし

ていますが、大災害が発生し、道路が寸断されるなど処理施設へ搬入できなくなった場合、3市町のごみ処理体制に支障をきたすことが懸念されます。

災害に備えるためにも、小規模・分散型のごみ処理施設へ、変更するべきです。ごみ処理施設の広域化は見直すことを求めますがお答えください。また、水道事業の広域化は、災害リスクに耐えられません。広域化により、水源の統合などを行えば、今回のような大規模な災害に対し、迅速な復旧・復興が行いにくくなることが懸念されます。水道事業の広域化の方針を抜本的に見直すことを求めます。以上について、お答え下さい。

市長：次に、災害対応におけるごみ処理と水道事業の広域処理についてであります。

まず、ごみ処理施設の広域化についてであります。

次期ごみ処理施設整備につきましては、既存の焼却炉が、耐用年数を経過し、老朽化していることや、国の方針や県計画に基づき、経済性、環境性などからも有利なことから、広域の処理体制とするものであります。

災害時の広域処理につきましては、国の定めた、大規模災害発生時における、災害廃棄物対策指針や行動計画などに基づき、

広域で連携協力体制を構築することにより対応することとしております。

次に、水道事業の広域化についてであります。

本年4月から、市町と県で構成する「広島県水道広域連携協議会」において、市民サービスの維持向上の視点で、広域化の具体化に向けた検討協議を行っているところであります。

この協議内容の一つとして、「広域連携の効果を生かした迅速な復旧など災害対策についても検討することとしております。

広域連携については、現在行っている議論を踏まえる中で、本市としての考え方を明らかにして参ります。

鞆のまちづくりについて

伝建地区内への防災広場の設置について

土屋ともりのり市議 福山市は、鞆町の8.6haを「重要伝統的建造物群保存地区」として国に申請し、昨年重伝建地区に選定されました。その中心地に、「鞆防災広場整備」と称した「空地」を設置する計画で、今年度は、2億1700万円の予算を計上しています。火災や自然災害などに対する一時避難場所や防火・防災に必要な設備の格納スペースを確保するとして、用地取得が予定されています。

木造家屋の多い鞆町の性質上、避難場所だけでなく、消火栓や火災報知器、防火器具などは、重要な施設や設備であり、喫緊の課題です。

しかし、空地の設置場所は、重伝建地区の港に面した最重要地点です。

景観に与える影響や、重伝建地区内の景観保全の観点から、なぜこの場所なのか、疑問です。

計画では、県道・鞆松永線沿いの3階建ての建物を解体撤去して、鞆松永線の南側に、北方向には4.0m、南方向には5.0mの幅で、距離30.6mの緊急車両通行用の舗装の通路を整備するもので、側面は、壁で囲み、場所は市が独自に決めた、とのことでした。

ここは、鞆の浦歴史民俗資料館への登り口正面でもあり、多くの観光客が行き交う重伝建地区の

中心部です。

7月4日に行われた伝建審議会の委員からは、「防災広場は理解できるが、伝建地区の中心部で、将来的には町並みの復元が必要な場所なので、文化財保護と防災対策を根本から議論しなければならない」「伝建建物と候補建物は壊せないし、移転も難しい」などと、慎重意見や反対意見が続出しました。

そもそも防災広場は、貴重な重伝建地区を守るための総合的な防災計画に位置づけられなければなりません。2017年9月13日の本会議では、鞆町の「防災計画」について、「関係部局と連携しながら、早急に策定する」「速やかに関係部局と連携して策定する」と再三にわたり答弁されていますが、いまだに計画策定のための方針すら示されていません。

一刻も早く防災計画の策定を多くの住民と、議論を深めながら、着手するべきです。そして、その計画に、防災広場を位置づけるべきです。なぜ、防災計画ができる前に、急ぎ、防災広場を設置しようとしているのか、その理由をお答えください。さらに、緊急課題である防災計画の策定に、なぜ着手しようとならないのか、理由もお答え下さい。

伝建審議会の専門家からは、「伝建地区内の中心部に、建物を壊して空地を作れば、景観が変わるし」、この計画のように街並みを改変すると「最悪の場合、伝建指定の取り消しの可能性がある」と

も言われています。

伝健地区保全の主体となる部局である、文化振興課は、防災広場に位置付けた舗装通路が建設された場合の影響と、伝建審議会からの指摘を、どのように受け止めているのか、お答えください。

福山市は、鞆町を今後、重要な観光資源の一つとして位置づけ、その類まれな景観と町並みを保存し後世に残すため、重伝建地区の申請を国に挙げたはずです。

国は、鞆町の住宅や道などの区画である地割が中世から引き継がれ、江戸時代中期までに整えられ現代も変わっていないことを高く評価し、日本で117番目の重伝建地区に選定しました。

これまでになかった場所に通路を作り、地割を壊すことは、鞆の歴史的町並みの価値を引き下げる行為としか言えません。

計画の再考が必要と考えますが、お答え下さい。

次に、解体予定の建物について伺います。

重伝建地区内の建物は、歴史的町並みを維持するため、住民に対して勝手な除却も移転も厳しく規制しています。

これまでの説明では、登記書類だけの確認で「解体する」ことを判断した、とのことでした。

住民には厳しい規制を行う行政が、規制を無視するのは、つじつまが合いません。

防災広場に関わって解体する建物の中には、昭和30年以前の建築と思える建物もあります。それは伝統的建築物の可能性があり、認定されれば登記書類だけでの解体はできないはずですが、ご所見をお示しく下さい。

さらに、伝建地区内にある建物は、古建築の専門家による、内部も含めた詳細な文化調査が必要です。今後の調査の予定をお示しく下さい。以上について、お答えください。

市長：次に、鞆町のまちづくりについてあります。

伝建地区内への防災広場の設置についてです。

鞆町の伝建地区は、数多くの木造建築物で構成され、火災や地震等に対して極めて脆弱です。

住民の安心安全を確保する施設として、火災時の延焼防止や一時避準場所、さらに、緊急車両の経路等の機能を備えた防災広場を、保存地区内に一日も早く整備することが必要であることから防災計画の策定に先立って事業に取り組むものです。

防災計画については、現在、基本的な考えを整理しており、来年度からは、基本的な考え方を防災計画を策定してまいります。

次に、舗装通路が整備された場合の影響であります。

現在は、緊急時のみ車両を通すことを想定しており、地割を壊すものではありません。

伝建審議会に対しては、まずは当該地の建物調査を行い、町並みの景観保全と防災広場の機能確保の両立を図る計画とすること、

当該地は、伝建地区のほぼ中心に位置し、県道と海側の道を結ぶことができることから、住民の安全のために、早期の整備が必要であること、などを説明し、理解を求めて参ります。

当該地の建物については、登記書類だけで判断することは考えておらず、早急に、伝建審議会等の専門家による調査を行うこととしています。

民生福祉行政

生活保護世帯へのエアコン設置について

土屋ともりのり市議 今夏は記録的な猛暑が続き、気象庁は「命に危険が及ぶ災害」と述べました。

市内では、熱中症による7月の救急搬送件数は343件と、昨年の上倍以上となり、そのうち4人の方が亡くなっています。ある生活保護利用者は「エアコンがなく、昼間は大型店で涼み、夜は保冷剤で冷やすが暑くて眠れない」「熱中症で人が死亡したニュースのたびに、次は自分の番かと思う」と話していました。

厳しい暑さが日本列島を襲う中、今やエアコンは生活必需品です。

しかし、市内の在宅での、生活保護4280世帯のエアコン設置率は91.6%で、360世帯が未設置である事が明らかになりました。このような現状についての認識をお示し下さい。

厚労省は6月27日、今年度の新規の生活保護開始世帯で、一定の要件を満たせば、エアコン購入費を最大5万円支給します。

ところが、今回の通達は、何年も前から生活保護を利用している世帯は支給対象になりません。

今年の4月以前と以後でエアコン購入の支給要件に格差があるのは矛盾であるため、8月27日の民生福祉委員会で、国への見直しを求めたところ

ろ、「機会をとらえて国に伝える」との答弁でした。

その後の対応の具体をお示し下さい。

また、国と同額で、市独自でエアコン設置を補助した場合の所要額をお答え下さい。

厚労省の今回の通知が発出される以前から、新規の生活保護世帯でエアコンがない場合は、家具什器費として2万円の支給が認められています。我が党の調査では、今年2月の保護開始世帯に対して、2万円が支給可能、とのことでした。

昨年から生活保護を開始した世帯でエアコン未設置の世帯は何件あり、エアコン購入の2万円の支給は何件あるのかお答えください。

また、対象となる全ての世帯へ制度の周知を求めますが、対応についてお示し下さい。

市長：次に、民生福祉行政についてであります。

始めに、生活保護世帯へのエアコン設置についてであります。

生活保護制度上、エアコンについては、毎月の保護費のやり繰りの中で購入費用を賄っていただくものとされておりますが、今回の制度改正では、支給対象とならない従前からの生活保護受給世帯との間で公平性において課題があると考えています。

今後、運用の改善について、全国担当者

会議等の場で議論をしたいと考えています。

次に、市独自でエアコン設置補助を行った場合の所要額については、試算しておりません。

次に、昨年4月から生活保護の新規申請時点において、エアコンを設置していない世帯は20世帯ありました。これまで、エアコンの購入費は暖房器具として購入するものが支給対象であり、要件を満たした2世帯に支給しております。

制度の周知については、生活保護受給者用の「保護のしおり」に記載するとともに、引き続き、ケースワーカーの訪問等による説明に努めて参ります。

福祉施策、エアコン購入の補助制度について

土屋ともものり市議 福島県相馬市では、高齢者に対する緊急の熱中症対策として、市独自でエアコン購入費を補助しています。

内容は、住民税非課税で65歳以上の世帯を対象に、上限3万5千円、本体と設置費用の70%を支給するもので、市民に好評の制度だそうです。

また、東京都荒川区でも、区独自で制度を創設し、65歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳、精神障害者手帳、要介護4以上の世帯や、

就学前の子どもがいるエアコンのない世帯を対象に、5万円を支給しています。

市民の命と健康を守るために、本市でも独自の補助制度を創設することを求めます。

以上について、お示し下さい。

市長：次に、福祉施策としてのエアコン購入の補助制度についてであります。

エアコン購入費については、現時点において、市独自の補助制度を創設する考えはありません。

教育行政

通学路の安全対策について、コンクリートブロック塀に関して

土屋ともりのり市議 6月の大阪北部地震で、ブロック塀の下敷きになった女児が死亡する痛ましい事故が起きました。

これをうけ、全市の学校を点検した結果、学校敷地境界にあるコンクリートブロック塀で、小学校17校、中学校3校、幼稚園1園の、21校園が不適合でした。

今後の安全対策として、注意喚起を行うとともに、解体後、金属製フェンスを設置するとのことです。

学校は、子どもだけでなく、災害時は地域住民の避難先としての安全が確保されなければならない場所のため、早急な対策を講じることを求めますが、対策が完成する時期の見通しをお答えください。

また、危険なブロック塀は学校内だけでなく、民家所有のものなど、通学路や一般道路などにも数多くあります。

撤去や改修のためには、所有者任せにするのではなく、行政が率先して点検し、財政援助も含め、促進をはかることが急務です。

市として通学路を中心にブロック塀を総点検し、危険除去のための対応を早急にとることが必要です。

通学路の安全点検は、「学校や地域との連携をするなかで、情報収集を行い、集まった情報を下に、今後の対応について研究したい」との答弁でした。今後の対応の具体とスケジュールをお答えください。

また、危険なブロック塀の撤去のための他自治体の補助制度は「宇都宮市」と「あきるの市」がある、との答弁でした。

宇都宮市は、「ブロック塀等撤去費補助制度」を8月13日から開始しているそうです。通学路など一般道路に面し、学童や通行人が危険のため、撤去の必要があるコンクリートや石積みなどの塀の撤去費用を、宇都宮市独自で、助成するものです。

助成額は、一般道に面するものは対象額の2分の1、上限10万円、スクールゾーンは対象額の4分の3、上限額15万円を補助し、3年間で総額300件を想定しているそうです。

今年度は1100万円の補正予算を計上しましたが、市民から毎日のように問い合わせがあり、好評の制度だそうです。

福山市としても、子どもの安全確保策や防災対策として、他市の事例を参考に、通学路のブロック塀の撤去費補助制度を創設することを求めます。以上についてお答えください。

教育長：本年6月、大阪府北部の地震による小学校のコンクリートブロック塀倒壊事故を受け、直ちに、本市の学校施設について、目視による緊急点検を実施しました。7月には金属探知機導を活用した二次点検も実施しその結果に基づき、安全対策に取り組んでいるところです。

学校敷地境界にあるコンクリートブロック塀については、学校、地域、警察、道路管理者等と調整した上で、可能なものから、工事実施期間を決定し、解体工事及びフェンス設置工事に着手しているところであり、早期の完了を目指してまいります。また、学校敷地内にあるプール施設内の壁や卒業制作等のコンクリートブロック構造物については、同様に安全対策を講じることとしており、年度内に完了できるよう取り組んでまいります。

次に、通学路のブロック塀の安全対策についてです。

通学路に画したブロック塀については、学校、地域と連携し、情報収集に努めているところであり、その後については、関係部署と連携し、対応することとしています。

学校においては、登下校指導等で児童生徒に注意喚起を行うとともに、状況に応じ

た通学路の変更等を行っています。

次に、通学路のブロック塀の撤去費補助制度の創設については、今後、国の動向を注視しつつ、関係部署と連携してまいります。